静岡県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月3日

静岡県議会議長 山 田 誠

静岡県議会規則第1号

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則

静岡県議会会議規則(昭和31年静岡県議会規則)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の <u>事</u>	第2条 議員は、公務、疾病、出産 <u>、育児、介</u>
<u>故</u> のため出席できないときは、その理由を付	<u>護</u> その他の <u>やむを得ない事由</u> のため出席でき
け、当日の開議時刻までに議長に届け出なけ	ないときは、その理由を付け、当日の開議時
ればならない。	刻までに議長に届け出なければならない。
	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のた
	<u>め出席できないときは、当該出産の予定日の</u>
	6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週
	間)前の日から当該出産の予定日(議員が出
	産したときは、当該出産の日)後8週間を経
	過する日までの範囲内で、出席できない期間
	を明らかにして、あらかじめ議長に届け出る
	<u>ことができる。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。